

「ちょっとでもおかしいと思ったら…」

○自分たちだけで何とかしようとしな
いで、専門機関に相談してください。
自分の考えや価値観だけでは、適切な
判断や行動は難しいです。



我慢したり、悩んだりしているなら、まず電話で相
談をしてみてください。匿名でも相談できます。

ちょっと不安でも大丈夫。勇気を出して相談をし
て、専門家からの話を聞くことで、これから先、あな
たやあなたの周りの人を助ける大切な知識を持つこ
とができます。

もし誰かから相談を受けたら、まず否定せずに話を
ゆっくり聞いてあげてください。被害にあっているこ
とを言葉にするのは、とても勇気がいることなので
す。そして、専門の相談窓口があることを教えてあげ
てください。

＜相談先＞

○高知県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）：（088）833-0783 月～金 9～22 時／土日祝 9～20 時※年末年始を除く

○こうち男女共同参画センター「ソーレ」 女性向け：（088）873-9655／男性向け（予約制）：（088）873-9111 ※休館日を除く

○相談先に行ったら、全国共通DV相談ナビ：0570-0-55210（お近くの相談窓口をご案内します）



1 高長中学校の出前教室の様子
(11月17日)

南国市の男女共同参画社会
に向けた取り組みを、市ホーム
ページにてご覧いただけます。
トップページから「分類で探
す」→「人権」をクリックして
ください。

「自分とは違う価値観や考えが
あってそれを受け入れることが
大切で、相手の立場になって考
えたり正直な気持ちを伝えるこ
とが大事だと吉川先生の話を聞
いて思いました」(生徒アンケート
回答より)

南国市内17の小中学校では、南国市男女共同参画推進計画広報版
リーフレット（※）を使った「男女共同参画推進出前教室」を、今
年度から新たに5年計画で行っています。
本年度は昨年9月に後免野田小学校、10月に三和小学校、11月に
香長中学校で行い、2月には高ヶ池中学校で実施する予定です。
中学校では（公財）高知県人権啓発センター 理事 吉川葉子さ
んを講師として迎え、「デートDVって何？」をテーマに授業を行
いました。
※「南国市男女共同参画推進計画（平成24年3月に10年計画で策
定）」の広報を目的に、平成25年2月に作成。

～「DV」について 考えてみよう～

男女共同参画
シリーズ



ハーモニー♪

「DV」という言葉、あちこちで目や耳にする機会が増えてきました。
いざ、自分の身に降りかかってきた時、身近な人から相談された時、どん
なふうに対応すればよいのか、何がDVに当たるのかなど、具体的に考え
てみてほしいと思います。

「DVってなに？」

ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。「配偶者や恋人など親密な関係にある、ま
たはあった人からの体や心への暴力」という意味で使用されることが多く、男女とも被害者になりえますが、
配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。

「たとえばどんなもの？」

○身体的なもの

殴る・蹴る・髪を引っ張る・
腕をねじる・刃物を突きつける・
物を投げつける など



○性的なもの

見たくないのにポルノ映像やポルノ
雑誌を見せる・中絶を強要する・避妊
に協力しない など

○精神的なもの

大声で怒鳴る・人前でバカにした
り、命令するような口調で物を言
ったりする・無視する など



○経済的・社会的なもの

電話や手紙を細かくチェックしたり、
実家や友人との付き合いを制限した
りする・外出を妨げる・生活費を渡さ
ない など

●すべてが「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条の「配偶者からの暴力」
に該当するとは限りませんが、DV相談の対象になります。

「逃げたらいいいのでは？」

加害者の多くが「お前が悪い」という理由で暴力をふるうため、被害者は自分を責めてしまったり、
日常的に暴力を受けることで「つらい」という感情が麻痺してしまい、心が疲れ果てていきます。

○恐怖心：逃げたら殺されるかもしれない

○無力感：自分はパートナーから離れることができない、助けてくれる人は誰もいない

○複雑な心理：私のことを愛しているから暴力をふるうのだ、今度こそ変わってくれるのではないのか

○経済的問題：収入がなく、逃げて生活できない

○子どもの問題：子どもに暴力をふるうかもしれない、転校させるのはかわいそう、父親（あるいは
母親）がいなくなるのはかわいそう

などと考えて、逃げることができないと思ってしまいます。

参考／内閣府男女共同参画局HP（<http://www.gender.go.jp>）、こうち男女共同参画センター「ソーレ」（<http://www.sole-kochi.or.jp>）

※お問い合わせは

生涯学習課生涯学習人権係（☎880・6569）まで